

宇久地区体育施設使用料

1 宇久野球場

施設使用料

区 分	専用使用			練習使用 1 時間につき
	自 午前 9 時 至 午後 1 時	自 午後 1 時 至 午後 5 時	自 午後 5 時 至 午後 9 時	
使用料	2,530円	2,530円	2,530円	670円

備考

- 1 高校生（中等教育学校の後期課程の在生を含む。以下同じ。）以下の使用については、規定の使用料の半額とする。
- 2 練習使用時間に 1 時間未満の端数がある場合は、これを 1 時間として計算する。
- 3 佐世保市宇久地区体育施設条例第 3 条に規定する使用時間以外の時間に使用する場合の使用料は、規定の使用料に 2 割を加算した額とする。
- 4 やむを得ない理由により休場日に使用する場合の使用料は、規定の使用料に 2 割を加算した額とする。

2 宇久陸上競技場

施設使用料

区 分	専用使用 1 時間につき	個人使用 1 人 1 回
使用料	2,510円	120円

備考

- 1 高校生以下の使用については、規定の使用料の半額とする。
- 2 専用使用時間に 1 時間未満の端数がある場合は、これを 1 時間として計算する。
- 3 佐世保市宇久地区体育施設条例第 3 条に規定する使用時間以外の時間に使用する場合の使用料は、規定の使用料に 2 割を加算した額とする。
- 4 やむを得ない理由により休場日に使用する場合の使用料は、規定の使用料に 2 割を加算した額とする。

問い合わせ先

文化スポーツ部スポーツ振興課 宇久地区コミュニティセンター	電話：0956-24-1111（内線3131～3134） 電話： <u>0959-57-2607</u>
----------------------------------	---